

入札監理小委員会における審議の結果報告 中小企業大学校における企業向け研修に係る業務 及び施設の運営等業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務については、第 63 回官民競争入札等監理委員会（平成 22 年 8 月 4 日開催）において、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、人吉校の 7 校について、平成 23 年度の契約日から平成 26 年 3 月までの契約により、落札者による事業を実施する計画（案）が了承されたところである。

これに基づき、まず、仙台校、瀬戸校、関西校、広島校の 4 校について、機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. サービスの質（要求水準）（実施要項 4 頁）

【論点】

平成 24、25 事業年度における施設の維持管理及び運営に関する要求水準として、研修室等の利用状況（開校日率）を 70.0%と設定しているが、従来の達成度に比して高くなっている。要求水準の設定に当たり、必要な検討がなされているか。

【対応】

平成 21 年度から民間競争入札により事業を実施している旭川校及び直方校での実施状況を参考に設定した。両校いずれも、目下 70.0%を超えている状況のため、今回も民間事業者の創意工夫を期待し上記水準とすることを確認。

2. 意見募集で出された意見への対応（実施要項 5 頁）

【主な意見】

旭川校及び直方校に比べ、研修委託費の上限額が低い。民間事業者が収支を取ることが難しい額だと感じるが、数値的根拠や経緯に基づいているのか。

【対応】

上限額は、従来の実施に要した経費の最高額を基本として設定している。先行 2 校と比べ委託対象業務量が少ないため上限額も低くなっているが、民間事業者の入札参加意欲をより促す観点から、その最高額より高い金額を上限額に設定している。さらに、上限額を超える場合でも、受講料相当額を研修委託費として支払うこととしている。以上のように機構が回答することとし、了承した。

以上